**医療機関等を受診される方へ　　　　　　　　　　平成29年12月**

○八代市国保 にご加入の方で、**特別の理由がある方**は、医療機関等を受診する際の窓口負担が減額又は免除となる場合があります。

○特別の理由とは、

 ① 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、心身に重大な障害を受け、又は資産に重大な損害を受けたとき。

② 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき。

③ 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。 　　　　などです。

○以上いずれかに該当し、**かつ、生活が著しく困難※となった場合**、申請により窓口負担が減額又は免除となる場合があります。

※生活が著しく困難とは、市町村によって異なりますが、世帯の収入の合計額が世帯構成や年齢等により国が定めた生活保護の基準月額の１．１倍から１．３倍程度が目安となります。

**○ この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、八代市役所　国保ねんきん課　医療給付係**

**電話 ( 0965-33-4113 ）にお問い合わせ下さい。**

**○ この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、八代市役所　国保ねんきん課　医療給付係　電話 0965-33-4113）にお問い合わせ下さい。**